

杂杂杂杂

1月26日午前3時過 ぎに発生したコロンビ ア地震災害に際し同国 政府の要請を受け、15 名の国際消防救助隊員 が、同日夜に出発し、 被災地アルメニア市で 検索救助活動を行い、 5名の被災者(遺体) を救出し、2月4日に 🗫🕬

コロンビア地震災害・ 国際消防救助隊活動報告

消防広域応援対策官 **北出正俊**

無事帰国しその任務を完了しました。

今回の活動に関し特筆すべきことは、遠隔地 の南米の地震災害に、発災後50時間以内という、 十分生存者救助が可能な時点で検索・救助活動 を開始したことです。

生存者救出を第一目的とする消防の救助隊に とっては迅速さが決定的な重要性を持ち、26日 午後1時に外務省から消防庁に入った国際緊急 援助隊への消防チームの参加要請の内容は、ロ スアンゼルス行き旅客機の最終便(18時15分 発)で出発するため、15名の隊を編成し出発の 二時間前に成田空港に集合されたいというもの でした。

これを受けて、国際消防救助隊編成計画で当 日の第一順位に指定されている、東京消防庁、 千葉市消防局、大阪市消防局及び船橋市消防局 の隊員により国際消防救助隊が編成され、4時 間後の午後5時には他の参加機関に先駆けて、 空港内の結団式会場において、大阪市消防局の 消防ヘリコプターにより飛来した隊員2名を含 む15名の隊員の集結を完了しました。また、今

回の災害には日本の外 欧米の16カ国が救助チ ームを派遣しましたが、 日本チームは、米国チ ームと並んで現地に一 番乗りをしています。

次に、救助活動環境 は、迅速に現地入りし たこともあり災害の傷

> 通は極度な混乱・渋滞及び通信は麻痺の状態に あり、移動手段の確保、関係者との通信、燃料 等の補充物資の調達の面で種々困難があり、激 しい雷雨も降りました。また、生活環境も、水、 電気が途絶した状態が続き、本邦出発以来、機 中2泊を含む30時間にも及ぶ移動の旅の後直ち に救助活動に従事する隊員にとって厳しいもの がありました。

> しかし、各隊員は、細田隊長の見事な統率の 下、一切不平不満を漏らさず、明るく元気に任 務に邁進し、その高度な資機材を駆使した救助 技術と要救助者への誠意溢れる献身的な活動に 対し、各国報道陣の高い関心と地元市民等の深 い感謝及び共感が寄せられました。

> 最後に、今回の任務が無事に完了したことは、 14名の優れた隊員の編成にご尽力いただいた各 消防機関幹部の皆様、後方支援体制を組み各隊 員の心強い支えとなった皆様、及び隊員の突然 の派遣に伴い生じた補完業務にご協力いただい た多くの職場仲間の皆様のお力添えに拠るもの であることを記して、活動報告を終えます。

........................消防広域応援対策官 ○コロンビア共和国地震災害における国際消防救助隊の派遣について.............救 急 救 助 2 ○火災による死者の実態について(平成9年中)......予 課 防 3 9 大 学 13

○北から南から 「自然の味」と霊峰「恐山」

コロンビア共和国地震災害における国際消防救助隊の派遣について

救急救助課

去る1月下旬、南米のコロンビア共和国の地震災害において、コロンビア共和国政府の要請を受け国際緊急援助隊の一員として救助活動を行うため、国際消防救助隊が平成11年1月26日から同年2月4日の10日間にわたりに派遣されました。

地震は、平成11年1月25日13時19分(日本時間26日3時19分)ごろ、コロンビア共和国の首都サンタフェ・デ・ボゴタから西へ約180Kmの付近でマグニチュード6.0の規模で発生し、死者1,171名、重傷者4,765名の被害(2月12日、現地赤十字社発表)が発生しました。

また、被災地における状況は道路が損壊したことにより物資不足が発生し、パワーショベルなどの救助に必要な機材が足りない状況となり、現地の救助体制だけでは救出作業が難航する状態となっていました。

このような中で、コロンビア共和国政府から 我が国に対し緊急援助の申し入れがあり、国際 緊急援助隊救助チームの派遣について、外務大 臣から消防庁長官に対し要請がありました。

要請を受け、直ちに消防庁の広域消防応援対 策官を総括官とした、東京消防庁8名、大阪市 消防局2名、千葉市消防局2名、船橋市消防局 を2名の計15名からなる国際消防救助隊を編成 しました。

なお、消防庁に対し外務省からの派遣要請 26日13時)から、新東京国際空港(成田空港)への参集(同日16時15分)まで、実に3時間15分あまりという短い時間で参集しなければならないという状況でした。大阪市消防局では消防へリコプターにより隊員を移動させるなど非常に慌ただしい状況でしたが、17時過ぎには全隊員の参集が完了しました。このことは、国際消防

救助隊に登録されている消防本部が、普段から 緊急時のために即応できる出動体制に万全を期 していることをあらためて確認することができ ました。

成田空港において参集完了後、国際消防援助 隊の結団式を行い、併せて消防庁長官が東京消 防庁の細田司令長を隊長に任命する旨を口頭で 伝達しました。国際消防救助隊は19時06分に民 間機で日本を発ち、途中ロサンゼルスで乗り換 えた後、27日7時00分(以降現地時間、なお日 本との時差はマイナス12時間)にコロンビア共 和国の首都サンタフェ・デ・ボゴタに到着、直 ちにコロンビア共和国政府が用意した軍用機に 乗り換え27日11時30分に被災地アルメニアに到 着しました。現地の消防本部等と救助活動場所 等の調整を行いながら、他国の救助チームと協 力し救助活動を開始しました。1日目は断続的 な雷雨のなかを14時間にわたって救助活動を行 い、その後もアルメニア市街地のホテル、共同 店舗、アパートなど4箇所で救助活動を行いま した。その結果、1日目に男女それぞれ1名、 2日目に男女それぞれ1名、3日目に女性1名 を発見し救助しましたが、残念ながら既に死亡 していました。その中には、がれきの中を探し ていたところ鮮血を確認したため被災者を探し 出し救出しましたが、この被災者は3時間前に 息を引き取ったということが地元の救急隊から 伝えられ大変惜しまれることもありました。

今回救助活動を行った被災地の倒壊したビルは、鉄筋コンクリート構造の柱・梁等の構造物の壁面に鉄筋等の支えの無いれんが等を積み上げただけの構造が多く、細かく粉砕したがれきは隙間を埋め、画像探査装置(小型カメラ)の使用も非常に困難を来す状態でした。そこで隣

接ビルの倒壊による二次災害に注意しながら、 パワーショベル等で大きながれきを取り除き、 住民が下敷きになっていると思われる箇所では、 特に注意を払って手動のコンクリート破壊器具 やスコップ等を活用し、手作業によりがれきの 除去を行い、夜間になっても投光器を使用して 作業を続けました。

救助活動中、被災した住民は、我が国の救助活動を見守り、食糧不足にもかかわらず飲み物の提供を施し、また、ある市民からは感謝の言葉が寄せられるなど、被災地住民の助けを受け救助活動は続けられました。

その後、29日にコロンビア共和国政府、防災機関、各国救助チームによる会議が開かれました。その席上でコロンビア共和国政府から、今後、生存者を救出する可能性は非常に薄いので、諸外国の救助チームの活動は同日をもって打ち切りとしたい旨の申し入れと、日本隊をはじめとした各国の救助チームに謝意が述べられました。

打ち切りの要請を受けた日本隊は、翌日の30日に機材撤収を行い、31日に日本から携行した 救助資機材の一部を現地の消防機関等に供与す るとともに、使用方法についても技術指導を行い、現地消防本部等において、引き続き救助活動が行えるよう支援してまいりました。

国際緊急援助隊は、2月2日にコロンビア共和国を出国し、2月4日16時10分(日本時間)日本に帰国し、その後、消防庁において国際消防救助隊の解隊式が行われ、北出国際消防救助隊総括官から全員無事帰国した旨の帰国報告を行い、野田自治大臣からは隊員に対するねぎらいと被災国からも感謝の言葉が寄せられた旨のお話を賜りました。

国際消防救助隊の派遣は今回で9回目となりますが、迅速な派遣と、高度な技術を駆使し、 救助を待つ被災者の身を気遣う誠意ある活動は、 被災地において深い感銘を受け、日本の救助技 術の高さはさることながら、消防に国境無しと 言われる人道的精神は、被災地において高い評 価が受けられたものと考えられる活動でした。

なお、消防庁では、これら派遣にかかる功績を讃えるため、今回派遣された隊員に国際協力功労章を派遣元消防本部に対しては感謝状を3月24日に消防庁長官から授与することを予定しています。

火災による死者の実態について(平成9年中)

予 防 課

1 はじめに

近年、我が国では、毎年約6万件の火災が 発生し、約2千人の方が亡くなっています。

平成9年中に発生した火災は、全国で61 889件であり、このうち失火による火災が40 218件(全体の65 0%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生したものです。

以下に平成9年中における火災による死者 の状況を紹介します。

2 出火件数と火災による死者数の推移

過去10年間における出火件数の推移をみると、平成9年中の出火件数は61 889件であり、前年の64 ,066件に比べ2 ,177件(3 4%)減少しているものの、平成6年から4年続けて6万件を上回っています。

一方、火災による死者の推移をみると、平成9年中の火災による死者数は2,095人であり、前年の1,978人に比べ117人(5,9%)増加しています(第1図)。

2,500 100,000 2, 116 2,095 1, 978 2,000 80,000 1,898 1,882 1,841 1,828 1, §20 1,747 64,066 62<u>, 91</u> 63, 015 61,889 59, 674 1,500 55, 763 56, 505 54, 879 54, 762 60,000 **美** 1,321 1,2/14 1,267 **出火**件数 死者数 1, 203 1, 194 1, 166 1, 108 <u>1, 101</u> 1,035 1,000 950 40,000 774 720 712 716 711 679 647 536 500 20,000 63年 元年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 -■- 出火件数 -- 放火自殺者を除く死者数 -- 放火自殺者数 -- 死者総数

第1図 出火件数と死者の推移

3 月別の死者発生状況

火災による死者の月別の発生状況をみると、例年火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成9年中においても、1月から3月及び12月の月ごとの死者数は200人以上(年間の月平均175人)となっており、この4ヶ月間に死者総数の473%に当たる991人の死者が発生しています(第2図)。

4 時間帯別の死者発生状況

火災による死者の時間帯別発生状況をみると、「3時台」が115人と最も多く、次いで「0時台」が108人となっており、就寝時間帯に多くの死者が発生しています。

一方、最も死者の少ないのは「18時台」で 60人となっており、次いで「8時台」の62人、 「20時台」、「21時台」及び「23時台」の63人 となっています(第3図)。

5 建物用途別、階層別の死者発生状況

建物用途別の死者発生状況をみると、住宅 (「一般住宅、共同住宅及び併用住宅」をい う。以下同じ。)火災での死者が1,165人で 84.5%を占めています。

建物階層別の死者発生状況は、「I階」での死者が915人(66.4%)と最も多く、次いで「2階」が327人(23.7%)となっています(第1表)。

6 年齢別の死者発生状況

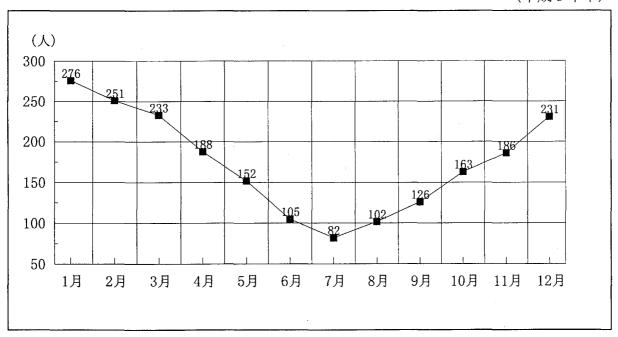
年齢別の火災による死者発生状況をみると、「81歳以上」が280人で最も多く、次いで「46~50歳」の202人となっており、65歳以上の高齢者は782人で全死者(2,095人)の37.3%を占めています。

また、性別では、「6~10歳」及び「11~ 15歳」を除きすべての年齢層において「男性」が上回っており、全死者(2,095人)の 64.7%(1,356人)を占めています(第4図)。

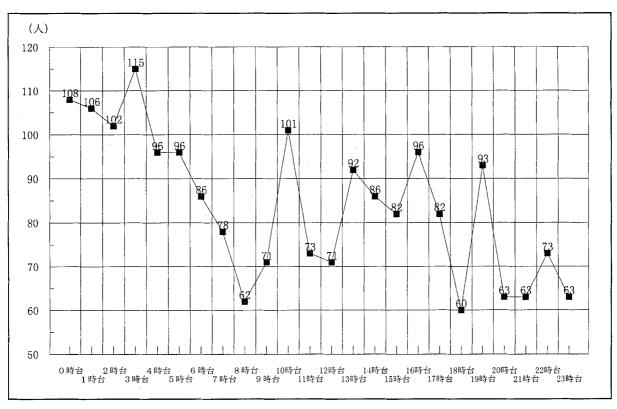
7 出火原因別の死者発生状況

第2図 月別の死者発生状況

(平成9年中)



第3図 時間帯別の死者発生状況



(注) 死亡時刻不明者77人を除く。

出火原因別の死者発生状況をみると、最も 多いのは「放火」で705人、次いで「たば こ」の237人、「スト・ブ」の158人となって います。 なお、死者発生状況を年齢層別でみると、「たばこ」、「ストーブ」を始め、「こんろ」、「マッチ・ライター」、「たき火」等を原因とする火災による死者は、高齢者層の割合が高

第1表 建物用途別、階層別の死者発生状況

(平成9年中) (単位・人)

														- 阪9年9		<u> </u>
			共	併	劇	公	キ	遊	料	飲	物	旅	病	社	幼	学
建物用途		般	同	用	場	숲	+	戱	理	食	品	館	院	숲	稚	校
		住	住	住	等	堂	バ	場	店	店	販	•	等	福	園	
	計	宅	宅	宅		等	レ	等		舗	一売	ホ		祉	等	
	āΤ						1 -	`	-		店	テ		施		
							等				舗	ル		設		
階層											等	等		等		
		専用	住宅		(1)1	(1) =	(2) 1	(2) p	(3) 1	(3) ¤	(4)	(5) ∤	(6) ((6) p	(6) ^	(7)
地下2階	0															
地下1階	1															
1階	915	692	72	35						2						
2階	327	163	81	22				3		1	2		2			
3階	36	4	21							2						
4階	30	3	18										1	l		
5階	7		5													
6階	3		3													
7階	5		4													
8階	2		1													
9階以上	10		8													
不 明	42	26	4	3							1					
		888	217	60	0	0	0	3	0	5	3	0	3	1	0	0
合 計	1,378		1,165							ŀ						
(割合%)	(100.0)		(84. 5)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0, 4)	(0.2)	(0.0)	(0. 2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)
		865	211	46	0	0	1	. 0	1	6	0	4	6	0	0	1
平成8年	1, 305		1,122													
(割合%)	(100.0)		(86.0)		(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0, 5)	(0.0)	(0, 3)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.1)

	図	特	公	停	神	I.	ス	駐	航	倉	事	特	非	地	準	文	そ
▲ 建物用途	書	殊	衆	車	社	場	y	車	空	庫	務	定	特	下	地	化	の
	館	浴	浴	場	•		ジ	場	機		所	複	定	街	下	財	他
	等	場	場	等	寺	作	オ		格			合	複		街		
					院	業			納			用	合				
					等	場			庫			途	用				
階層			1					ĺ					途				
	(8)	(9) ((9) p	(10)	(11)	(12) 1	(12) ¤	(13) {	(13) 🏻	(14)	(15)	(16) 化	(16) ¤	(16の2)	(16の3)	(17)	
地下2階																	
地下1階																	1
1階					3	15				5	6	14	12				59
2階			1		1	9				1	2	10	19				10
3階												5	3				1
4 階											1	3	3				
5階												1	1				
6階																	
7階												1					
8階													1				
9階以上												1	1				
不 明						1											7
	0	0	1	0	4	25	0	0	0	6	9	35	40	0	0	0	78
合 計			1														
(割合%)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.7)	(2.5)	(2.9)	(0, 0)	(0.0)	(0.0)	(5.7)
	0	0	0	0	1	19	0	1	0	5	7	33	31	0	0	0	67
平成8年																	
(割合%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(1.5)	(0, 0)	(0.1)	(0.0)	(0.4)	(0.5)	(2.5)	(2.4)	(0.0)	(0, 0)	(0.0)	(5.1)

- (注) 1 この表は、放火自殺者等を含めた数である。
 - 2 専用住宅及び併用住宅における死者1,165人の放火自殺者等の内訳は、放火自殺者226人、放火自殺巻き添え者7人、放火殺人の犠牲者9人 となっている。
 - 3 防火対象物(一般住宅、併用住宅及びその他を除く。)の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。 4 階層は死者の発生した場所の存する階を示す。

くなる傾向にあります(第2表)。

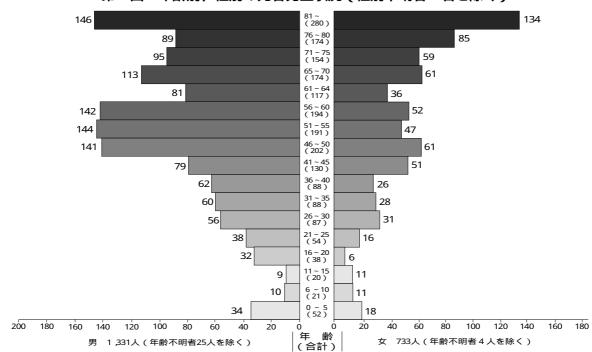
8 死に至った経過と年齢別の死者発生状況

死に至った経過別の死者発生状況をみると、 「逃げ遅れ」が875人で放火自殺者を除く死 者総数 (1,321人) の66 2%を占め、次いで 「着衣着火」が158人で12.0%、「出火後再進 入」が29人で2 2%となっています。

「逃げ遅れ」の死者を詳しくみると、「病気 ・身体不自由」が197人で「逃げ遅れ」によ る死者(875人)の22 5%を占め、次いで「熟 睡」が168人で19 2%と高い割合を示してい ます(第3表)。

9 おわりに

以上のとおり平成9年中における火災によ



第4図 年齢別、性別の死者発生状況(性別不明者2名を除く)

る死者の傾向をみると、火災件数は約2,000 件減少しているものの、死者数は増加に転じ ています。また、この死者のうち、住宅火災 による死者が建物火災の約8割、65歳以上の 高齢者の死者が全火災の約4割を占めるとい ったところが特筆されるところです。

消防庁では、各種メディアを活用した広報 活動を展開して防火意識の高揚を図るととも に、住宅火災による死者の低減に大きな効果が期待できる住宅用防災機器等の普及促進を図っているところですが、火災による死者を大幅に減少させるためには国民一人ひとりが問題意識を持ち、地域全体で火災予防対策に取り組むことが必要であることから、各関係方面の方々におかれても、今後ともより一層の御協力をお願いする次第であります。

第2表 出火原因別の死者発生状況

																						(平	成 9	年中) (単位:	人)
	放	た	ス	放	=	~	た	火	灯	電	衝	火	=	風	排	電	煙	内	焼	溶	配	か	샤		そ	不	
区分		ば	۲	火の	n	ッチラ	÷	あ		話等	突の	入	た	呂か	気	気	突	燃	却	接機・	線	ま	1	炉	ø)	明	a+
年齢		. :	1	疑		1 9		そ		の配給	火			ま		機	煙	機	_	切断	## ##		ラ			酒查	
	火	ت	ブ	レン	ろ		火	び	火	線	花	れ	2	بع	管	器	道	関	炉	機	具	ピ		_	他	中	
0~5	2	2	6	1	0	0	1	26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	52
6~10	2	0	2	1	0	0	0	7	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	21
11~15	4	1	2	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	20
16~20	9	2	2	1	0	1	0	2	1	0	3	0	0	0	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	7	38
21~25	20	3	0	2	1	1	0	2	0	1	6	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	12	54
26~30	40	5	4	7	1	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	20	87
31~35	41	7	0	6	2	2	0	0	2	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	17	88
36~40	51	4	2	5	3	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	130
41~45	74	11	3	8	5	2	0		2	0	3	0	_	0	_	0	_		0	_	<u> </u>	0	0	0	8	19 45	202
46~50 51~55	96 94	23	8	13	0	6	2	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	35	191
56~60	91	19	11	11	4	4	3	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	39	191
61~64	41	15	11	3	6	4	1	0	1	0	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	27	117
65~70	50	31	7	5	10	14	6	0	2	6	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	33	174
71~75	26	28	20	8	8	3	6	1	7	1	1	5	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	35	154
76~80	29	22	26	5	19	5	14	0	5	1	0	1	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	36	174
81~	22	43	46	8	23	6	12	0	12	13	0	4	5	2	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	17	62	280
不明	13	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	31
at-	705	237	158	97	87	55	49	38	37	30	28	13	13	10	7	6	6	3	3	2	2	2	1	1	66	439	2, 095

ポッ な	701C ± 77C#	生活 二十層(か)のが							1 年)	位:人)
		逃	げ	遅れ		出火後再新入	着 衣 着 火	自そ		
	発見が遅れ、気付	判断力に欠け、あるい	延焼拡大が早	逃げれば逃げられたが、逃	避難行動を起こしてい	いったん、屋	着衣着火し(熱傷)あるいはガ			
			1	げる機会を失ったと思われ			ス中毒により死亡したものと思	損	小放	合
年		ほとんど避難できなか	I .		と思われるもの。		われるもの。		小	
·		ったと思われるもの。	避難ができな			思われるもの		· 0		
龄	るもの。		かったと思わ		避難中、火傷、ガス	出火時屋外に		殺	者	
EI4	全く気付かなか った場合を含む。		れるもの。		吸引により病院等で 死亡した場合	いて出火後進入したと思わ		, vx	心	
X					/ MC 0 /2 / /	れるもの。		人他	中	
<u> </u>	熟:泥:病:そ	乳泥病老そ	ガー危・そ	ろ 持 火 消 人 そ	身延逃出そ		喫・炊・採・た・火・そ・そ	放放左不	道	
分	然 ル 病 で	1 元 版 の と て	スト険	ろ 持 火災を	身:延:逃:出:そ 体:焼:げ:入:	救り消しそ助	喫 炊 採 た 火 そ そ そ の		ブ	
71	*		爆物	う品で数し	不拡道口	· //	中。きめ他	八 次 記 明	れ	
等	身の	幼りの	一条 燃 の	ば、腹・れ・よ・切・の	自なを施っ	一般・の・の		の 人 外 ・	を含む	
þ	体 **	144	: 焼 :	うとしっているう	田:	物品のの	た	巻のの調	ti	
	不	不	の た	え る と う	のが違っの	の た		き 犠 経 *** 添 ## 湿 査	計)	計
	自 自	自	たため、他		た 早 え た め く て め 他	の た め め	除	え 往 週 ̄		
0 [<u> </u>	<u> </u>			FO 3	F2
0 ~ 5 6 ~ 10	5 0 1 0	39 0 0 0 0 0 0 0 0 3	1 1 1			0 0 0		0 1 0 0 1	50 2	52 21
11 ~ 15	5 0 0 1	0 0 0 0 3	0 0 0					0 0 1 2 1	18 2	20
16 ~ 20	3 0 0 0	0 0 1 0 1	0 6 7					1 0 0 2 1	26 12	38
21 ~ 25	1 0 0 0		0 3 2	11 01 01 01 0	0 1 0 0 2				30 24	54
26 ~ 30	9 1 1 2	0 1 0 0 0	 	0 0 0 1 0 1	1 4 0 0 1	0 0 0	_	0 0 1 1 11	44 43	87
31 ~ 35	5 2 1 2	0 0 1 0 1	1 2 0			0 0 0			41 47	88
36 ~ 40	3 1 1 2	0 0 1 0 1	0 2 2	 	 			0 0 1 3 9	36 52	88
41 ~ 45	9 3 1 1	0 3 2 0 2	0 1 1	0 0 0 0 0	1 3 0 0 3	1 0 0	2 0 0 0 0 0	0 0 2 2 11	48 82	130
46 ~ 50	13 7 0 3	0 2 5 1 1	0 2 0	1 1 0 6 3 2	1 1 0 0 1	1 0 0	1 0 0 1 0 1	3 1 1 5 33	97 105	202
51 ~ 55	14 8 5 5	0 3 1 0 0	3 6 0	1 0 0 2 0 0	1 4 0 0 6	3 0 0	2 0 1 1 0 3	1 1 1 4 10	86 105	191
56 ~ 60	10 10 2 3	0 2 7 0 4	1 0 2	1 1 0 4 1 1	4 3 0 0 0	0 0 0	3 0 2 1 0 1	1 1 1 1 22	89 105	194
61 ~ 64	4 4 4 6	0 5 4 0 1	0 1 0	0 1 0 6 2 2	3 3 0 0 0	0 0 2	1 0 1 0 0 5	2 1 0 0 14	72 45	117
65 ~ 70	13 5 1 5	0 2 18 0 1	0 0 1	2 1 1 8 1 4	10 2 1 1 5	3 1 2		2 0 1 3 9	119 55	174
71 ~ 75	20 1 4 6	0 2 10 0 0	0 1 1	1 4 1 7 3 1	6 11 0 0 3			=	125 29	154
76 ~ 80	20 1 7 5	0 0 10 0 5	0 0 1	3 2 0 16 0 1	11; 5; 2; 1; 1	3 1 2	 	5 2 2 0 12	147 27	174
81 ~	29 0 12 9	0 0 31 6 2	1 0 3				 		258 22	280
不明	0 0 1 1	0 0 0 0 0	0 1 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 11	14 17	31
計	168 43 41 52	39 23 93 7 24	7 29 23	16 14 3 72 13 19	63 74 8 5 39	18 4 7	22 15 19 27 0 45 30	0 10 14 36 199	1 ,321 774	2 ,095
	304	186	59	137	189	29	158	24 235		
(割合%)	(23.0)	(14.1)	(45)	(10 4)	(143)	(22)	(12.0)	(18) (178)	(100 0) (36 9)	(100 .0)
平成8年	161 44 39 28	41 18 97 9 17	13 23 12	10 7 0 69 13 20	58 75 11 15 37	12 7 5	8 20 21 37 6 51 38	9 6 35 195	1 267 711	1 ,978
	272	182	48	119	196	24	181	15 230		
(割合%)	(215)	(14 4)	(38)	(94)	(15.5)	(19)	(14.3)	(12) (182)	(100 0) (35 9)	(100 .0)

α

平成11年度消防大学校教育訓練計画について

消防大学校

消防大学校は、市町村の消防職団員等に対し 消防幹部として必要な高度の教育訓練を行って います。

平成11年度の教育訓練については、総合教育部門及び専科教育部門の2部門8学科で、地域社会構造の変化、少子高齢化社会の到来、高度情報化の進展、さらには災害の複雑多様化等最近の消防行政を取り巻く環境の変化に対応した科目の充実を図ります。実施回数は、本科、消

防団長科及び救急科は1回、上級幹部科、幹部 研修科、警防科、予防科及び救助科は2回となっています。

実務講習等については、平成10年度と概ね同 じですが、11年度にははしご自動車等講習会を 実施することとしています。

平成11年度の実施学科、実施時期及び教授科目等については表1から表3のとおりとなっています。

表1 実施学科・実施時期等

部		学科・	実務	講習会		期・回	日数	実 施 時 期	定員
443	本				科	59	151	平成11年4月6日~9月3日	52
総	幹	部	研	修	科	27	74	平成11年4月6日~6月18日	66
合	早十	司	ΊЛΤ	115	17	28	73	平成11年10月6日~12月17日	66
教	上	級	幹	部	科	58	29	平成11年5月7日~6月4日	54
育		ñ∜X	##		17	59	32	平成11年 9 月14日 ~ 10月15日	54
F	消	防	寸	長	科	41	15	平成11年7月22日~8月5日	48
	警		防		科	65	53	平成11年10月26日~12月17日	66
専	=		LOJ		17	66	52	平成12年1月12日~3月3日	66
科	予		防		科	66	80	平成11年6月30日~9月17日	66
	J,		LOS		17	67	73	平成12年 1 月12日~ 3 月24日	66
教	救		急		科	55	66	平成11年6月30日~9月3日	54
育	救		助		科	40	60	平成11年4月6日~6月4日	48
	<i>ት</i> X		D/J		17	41	60	平成11年8月17日~10月15日	48
	۲	ップ	セ	ミナ	_	3	5	平成11年11月15日~11月19日	36
	火	災		調	查	29	15	平成11年9月16日~9月30日	52
実	講	火	習	메	会	30	12	平成11年11月8日~11月19日	52
	D FS					31	12	平成12年 1 月24日~ 2 月 4 日	52
務	大規	模災害	発災時	寺に係る:	災害	7	8	平成11年4月15日~4月22日	54
講	対策	活動(1	危機管	管理)講習	望会	8	8	平成11年12月1日~12月8日	80
n rs	40分 2	空 消 防	<u>≒</u>	害講習	·	3	18	平成11年6月22日~7月9日	48
習	ב גועו	工 /日 19.	J %	古畔巨	. 	4	19	平成12年2月7日~2月25日	36
	緊急	急消防	5 援	助講習	会	2	5	平成11年10月18日~10月22日	52
等	はし	」ご 自	動車	等講習	曾会	10	5	平成12年3月6日~3月10日	52
	消	防学	校長	研 修	会	8	3	平成11年6月15日~6月17日	54
	消	防教育	訓	練研究	? 会	39	5	平成12年3月13日~3月17日	66

注)学科の始期は入校日を掲げており、入寮日は入校日の前日です。

表 2 平成11年度消防大学校学科別教育訓練実施時期

平成11年4月~平成12年3月

रर ८	1 7-20 1 1 7-7	X1001/\J	コスナイイルリチ	以月训练夫	://BH41#0		·						1年4月~4	-11X 12++ 3 /-
部	学科・実務 講 習 等	期・回	11年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	12年 1月	2月	3月
総	本 科	59 期	6 火					3 金						
合	幹部研修科	27・28期	6 火		18金				6 (水)		17(金)			
教	上級幹部科	58・59期		7金	→ 4 (金)			14火	15金					
育	消防団長科	41 期				22休	5 (木)							
専	警 防 科	65・66期							26火		1 7(金)	12(水)		3金
科	予 防 科	66・67期			30(水)	4		→ 17(金)				12(水)		24金
教	救 急 科	55 期			30(水)	4		3 金)						
育	救 助 科	40・41期	6 火		4 金)		17火		15 金)					
	トップセミナー	3 🗓								15(月) 19金)				
実	火災調査え 講 習 会	29・30・31期						16休		8 (月) 19(金)		24(月)	4 (金)	
	大規模災害発災時に 係る災害対策活動 (危機管理)講習会	7・8回	15休) 22休)								1(月) 8(水)			
177	航空消防防災 講習会	3・4回			22火	→ 9 (金)							7 (月) 25 金)	
講	緊急消防援講習会	2 回							18月) 4 22金)					
習	消防学校長研修会	8 🗓			15火									
等	はしご自動 車等講習会	9 🗓												6 (月) 10(金)
	消防教育訓練 研 究 会	39 🗓												13(月) 17(金)

注)学科の始期はいずれも入校日を掲げており、入寮は当該日の一日前である。

表3 教授科目大綱(予定)

本	科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外19	61
消防法制	消防行政外29	133
消防管理	消防実務管理外14	64
消防運用		184
・消 防 対 策	危険物規制外18	92
・現場活動	現場指揮外 4	51
・訓練	実技訓練外 1	41
演 習	実務研究・課題討議	106
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	53
研 修 等	施設研修等	117
効 果 測 定	行政法外 5	6
計		724

草	常 研 修 科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外12	25
消防法制	消防行政外21	59
消防管理	消防実務管理外12	45
消防運用		104
・消防対策	消防設備規制外11	38
・現場活動	現場指揮論外7	42
・訓練	実技訓練外 1	24
演習	実務研究・課題討議	37
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	20
研 修 等	施設研修等	52
効 果 測 定	管理者の役割外 3	4
計		346

	上級幹部科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外13	25
消防法制	消防行政外 9	19
消防管理	消防実務管理外8	20
消防運用		16
・消 防 対 策	消防運用論外 5	10
・訓練	訓練礼式	6
演習	実務討議	18(25)
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	3
研 修 等	施設研修等	42(35)
計		143

注)()内は後期に適用する。

洋	肖 防 団 長 科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外 4	9
消防法制	消防行政外 4	3
消防管理	団幹部のあり方外 6	15
消防運用		14
・消 防 対 策	警防対策外 3	8
・現場活動	現場指揮外 1	2
・訓練	訓練礼式	4
演 習	実務討議	9
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	2
研 修 等	施設研修等	21
計		73

·	防科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外 4	11
消防法制	消防行政外 7	22
消防管理	消防実務管理外 6	29
消防運用		122
・警防対策	震災活動対策外 5	19
・現場活動	現場指揮外 2	48
・訓練	指揮訓練外 1	55
演 習	実務討議	14
日課活動	ホーム・ルーム等	4
研 修 等	施設研修等	49
効 果 測 定	消防作用法外 3	4
計		255

ਤੋਂ	5 防 科	
項目	科 目 数	時間数
一般教養	長官講話外11	23
消防法制	予防行政外11	58
消防管理	消防実務管理外 6	26
消防運用		125
・予 防 対 策	消防広報外 9	23
・査察	防火査察外 2	16
・消防用設備規制	消防用設備規制外 6	33
・危険物規制	危険物規制外 4	26
・調査活動	火災調査外 2	21
・訓練	訓練礼式	6
演 習	查察実習、実務討議	47
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	30(23)
研 修 等	施設研修等	73(45)
効 果 測 定	消防作用法外 5	6
計		388(353)

注)()内は後期に適用する。

求				
項目	科 目 数	時間数		
一般教養	長官講話外 9 20			
消防法制	救急行政外 5	18		
消防管理	消防実務管理外8	31		
消防運用		145		
・救 急 対 策	救急と安全管理外 8	33		
・救 急 医 学	解剖・生理外 6	45		
• 応急処置技術等	応急処置技術外 4	47		
・訓練	隊の行動技術外 1	20		
演 習	実務討議	22		
日 課 活 動	ホーム・ルーム等	10		
研 修 等	施設研修等	73		
効 果 測 定	解剖・生理外 5	6		
計		325		

求	女 助	科	
項目	科目	数	時間数
一般教養	長官講話外 4		14
消防法制	救急救助行政外 3		11
消防管理	消防実務管理外 3		11
消防運用			178
・救助対策	特殊災害外 5		31
・現場活動	指揮理論外 9		22
・訓練	現場指揮外 9		122
演 習	実務討議		11(18)
日課活動	ホーム・ルーム等		3(10)
研 修 等	施設研修等		45(38)
効 果 測 定	指揮理論外 2		3
計			276(283)

注)()内は後期に適用する。

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

危険物規制課

平成10年11月中に実施された移動タンク貯蔵 所等に対する立入検査結果の概要は、以下のと おりでした。

この結果によりますと、移動タンク貯蔵所の

基準不適合車両の割合は、前年と同程度となっています。今後とも違反の是正を進めるため、 関係者に基準不適合車両等に対する指導の徹底 を図ったところです。

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 総括表

	実施	実施			移動	タン	ク貯	蔵所			危険物道	重搬車両	警察機関
実施場所	消防	~ ne	実施耳	巨両 数	不適合	車両数	無許可	車両数	不適合耳	直両数等	実施	不適合	との
	機関数	場所数		うち他 行政庁	(a)	うち他 行政庁	(b)	うち他 行政庁	(a+b)	うち他 行政庁	車両数	車両数	協力状況
道路上	707	1 ,033	4 ,858	3 ,070	903	515	8	8	911	523	751	155	有 1 ,013 無 20
常置場所	417	5 ,739	13 ,360	80	2 ,369	8	33	2	2 <i>4</i> 02	10			
危険物の 積みおろ し 場 所	98	414	1 ,700	548	194	64	5	2	199	66	167	17	
その他	241	925	7 ,388	36	1 <i>4</i> 80	15	12	3	1 <i>4</i> 92	18	426	37	
合 計	890	8 ,111	27 ,306	3 ,734	4 ,946	602	58	15	5 ,004	617	1 ,344	209	

- (注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。「その他の場所」とは、道路上、常置場所及び危険物の積みおろし場所以外の場所をいう。
 - (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあっては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあっては、運搬の基準に関し、1件以上不適合がめられる車両をいう。
 - (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
 - (4) 移動タンク貯蔵所の不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数でうち数である。
 - (5) の「実施消防機関数」の合計欄は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

	移	動タンク貯蔵	苋 所	危	険物運搬車	一両
年度	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)
平成6年度	27 504	4 ,771	17 .35	2 ,073	283	13 .65
平成7年度	27 ,082	4 ,792	17 .69	2 ,015	274	13 .60
平成8年度	26 ,940	4 814	17 .87	1 ,247	231	18 52
平成9年度	27 241	4 ,999	18 .35	1 ,503	241	16 .03
平成10年度	27 ,306	5 ,004	18 .33	1 ,344	209	15 .55

(注)「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

					不適合	車両数	抽油粉
			目		10年度	9 年度	増減数
		許可品目以外の貯蔵(令24条1号	43	37	6		
	貯蔵、取扱の	貯蔵、取扱の不備による漏えい等(令24条8号、令26条1項7号)			62	33	29
	基準不適合	完成検査済証等備え付け義務違属	反(令26条1項9号)		719	811	- 92
	(法10条3項)	その他の貯蔵、取扱の基準違反	(令24条~27条 (上記の各	項号を除く))	188	228	- 40
		小	計		1 ,012	1 ,109	- 97
		常置場所に係る基準不適合(令1	5条1項1号)		93	94	- 1
				塗料の剥離発錆	364	423	- 59
140		タンク本体に係る基準不適合		変形、破損	41	48	- 7
移		(令15条1項2号、3号、7号、	8号)	漏えい有	1	0	1
		•	,	その他	71	72	- 1
番九		14日 井里 に バス 甘港 不 法 人		変形、破損	42	33	9
動		附属装置に係る基準不適合	() • • • • • • • • • • • • • • • • • •	機能不良	59	119	- 60
		(令15条1項4号(防波板を除ぐ	(。)、5号、6号)	その他	90	73	17
タ				変形、破損	38	43	- 5
	11.供欠る甘油	配管、弁等に係る基準不適合		漏えい有	1	2	- 1
	設備等の基準	(令15条1項9~12号)		機能不良	190	166	24
ン	維持義務違反			その他	158	188	- 30
-	(法12条1項)	電気設備、接地導線の不良等(含		,	663	646	17
		表示、標識の未掲示等	, , , , , , , , , , , , , , , ,	未掲示、不足	91	107	- 16
ク		(令15条 1 項17号)		そ の 他	678	679	- 1
		消火器の未設置等		未設置、不足	110	93	17
		(令20条)		その他	706	606	100
貯		その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記各号を除く))			513	573	- 60
		積載式移動タンク貯蔵所の特例		,,	0	0	0
		給油タンク車の特例基準不適合		0	0	0	
蔵		アルキルアルミニウム等の移動タン		′ 今15条4項)	0	0	0
		小)////////////////////////////////////	((10% 10%)	3 ,907	3 ,963	- 56
					36	26	10
所	移送の基準不	運転要員不足(令30条の2・2号)				3	- 3
	適合	危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)				97	- 7
	(法16条の2)	-			90 32	40	- 8
	(1210)(0) 2)	小 計				166	- 8
	定期点検に係る	158 2 ,112	1 ,799	313			
	~ WIN IV IC IN 6			水圧試験未実施	1 ,146	679	467
	危险物取圾老 σ)保安講習義務違反(法13条の23)			645	695	- 50
	/GrAT/JANJX EI V	<u> </u>	計		7 834	7 ,732	102
		 運搬容器の技術上の基準不適合。			3	12	- 9
		~ "사다 배 ~ 1시대 그 ~ 프구 1 /덴디	(▽ 20 	条 1 号. 2 문)	21	18	3
			AVWIN ACTIVIDED (4 23	漏えい有	2	0	2
危		· 看載方法基準不適合	│ │ 積載不適合(令29条 3 号		48	50	- 2
険		(令29条)	被覆不適合(令29条5号		0	1	- 1
	運搬の基準不	(4 2 3 %)	混載不適合(令29条6号		1	0	1
物	適合		/比較/八週日(マ23示り:	ッノーーーー 計	72	69	3
運	週日 (法16条)	1		未掲示、不足	23	41	- 18
搬	(141077)		惊	その他	29	33	- 18
車		運搬方法基準不適合	, , ,	未設置、不足	40	50	- 10
		(令30条)	消火器 (令30条1項4号)	不成員、不足	76	88	- 10
両		(450永)	その他		17	29	- 12
			小	 計	183	29	
			計	ĀΙ	258	322	- 58 - 64
		П	ΞI.		230	ا عدر	- 04

4 イエローカードの携行状況

	調査台数(台)	携行台数(台)	携行率(%)
移動タンク貯蔵所	1 ,116	1 ,021	91 5
危険物運搬車両	132	115	87 .1

注)調査対象は、危険物を移送・運搬中の車両である。(ガソリン、灯油、軽油、重油、 廃油、動植物油類に係るものは除く。)

第7回全国救急隊員シンポジウム

救急救助課

1 はじめに

去る2月18,19日の両日、広島市の広島国際会議場において財団法人救急振興財団・広島市消防局の主催、自治省消防庁・厚生省・広島県・日本救急医学会・日本臨床救急医学会・全国消防長会の後援及び財団法人全国市町村振興協会・広島県医師会・広島市医師会の協力のもと「国際平和文化都市から救急救命の熱いメッセージを・'99 in 広島・」をメインテーマに第7回全国救急隊員シンポジウムが開催されました。

以下その概要について紹介いたします。

2 目的

全国救急隊員シンポジウムは、我が国の救急体制の一層の振興を図る一助として、全国の救急隊員等を対象とした救急業務の実務的観点からの研究発表及び意見交換の場を提供することにより、消防機関の行う救急業務の充実と発展に資するとともに、救急隊員等相互の交流を図ることを目的として平成4年度から毎年開催されております。

3 シンポジウムの構成

第7回全国救急隊員シンポジウムは、2日間にわたり約2,000人の参加者を迎え、特別講演、教育講演、特別発表、パネルディスカッションのほか、日頃の救急業務に係る事例をテーマとした分科会、救急隊から医師へと引き継いだ傷病者について院内経過を踏まえた症例検討会、救急活動を幅広く扱った自由演題、拡大9項目と特定行為に係る救急救命処置を扱ったデモンストレーション、今年から新たに企画されたポスターセッション等の発表が5会場に分かれ講演、発表、質疑等活発な意見交換がなされました。

また、別会場では救急資器材の展示・休憩 コーナーにおいて全国から集まった救急隊員 らによる交流、親睦を深めるなどの光景もみ られました。

4 各プログラムの概要

(1) 特別講演

開会式直後に行われた特別講演は、国立病院東京災害医療センター副院長の辺見弘先生を講師にむかえ「21世紀の救急ヘリコプター搬送をめざして」と題して、救急ヘリコプターの必要性、搬送事例、現状の問題点、今後の課題等について講演がなされました。

(2) 教育講演

教育講演 I は、広島大学医学部附属病院 救急部・集中治療部教授の大谷美奈子先生 から「救急業務の処置拡大に対する課題に ついて」と題して、7年余りが経過した救 急救命士制度について、現在救急救命士が できる特定3行為の問題点や日本の救急救 命士の処置拡大に対する課題について講演 がなされました。

教育講演 II は、杏林大学医学部附属病院 看護部長の中村恵子先生を講師にむかえ 「救急現場における患者・家族に対するメ ンタルサポート」と題して、事故時におけ る傷病者やその家族の心理や行動から救急 隊員の行うべき接遇のあり方についての講 演がなされました。

(3) 特別発表

財団法人救急振興財団が実施している研究事業について「先進的調査研究事業の発表」及び「海外救急事情調査事業の発表」をテーマに医療機関の医師等から「高齢者

に対する心肺蘇生法の問題点とその対策」、「新興再興感染症患者の救急搬送に関する諸問題」、「欧州におけるプレホスピタルケアの現状」、「オーストラリア救急医療研修視察報告」と題して研究発表がなされました。

(4) デモンストレーション

デモンストレーション I は救急隊員の行う応急処置のうち救急標準課程又は救急 II 課程修了者が行える応急処置を中心に「拡大9項目に着目した救急活動」と題して2消防本部が「広範囲熱傷患者に対する救命処置」、「長距離搬送に伴う救命処置」の訓練が実施されました。

デモンストレーションIIは、救急救命士の行う特定行為を中心に「救急救命士による救急活動」と題して2消防本部が「路面電車事故救助出動時の救命処置」、「現場到着後、CPAに陥った患者の救命処置」の訓練が実施されました。

(5) パネルディスカッション

パネルディスカッションは、杏林大学医学部救急医学教室助教授の行岡哲男先生を座長に、救急救命東京研修所主任教授の安田和弘先生、厚生省健康政策局指導課の川内敦文主査、消防庁救急救助課の三宅邦明救急指導係長のアドバイザーを招き、「これからの救急救命士教育のあり方」と題して4消防本部からのそれぞれの発表に対して、貴重な意見をいただき、会場からも活発な質問等がなされました。

(6) テーマ別分科会

テーマ別分科会は、5つの分科会に分かれ「女性救急隊員と救急活動」、「地域特性を踏まえた救急活動」、「救急業務における指令室の役割」、「応急手当の普及啓発」、「救急隊員の教育について」と題して、各消防本部の発表者から自らの経験と実践に基づいた発表がなされました。また、助言者からは、適切なアドバイス、参加者からも活

発な質問等がなされました。

(7) 自由演題

自由演題は、「心疾患」「特殊疾患」「外傷・ショック」と題して、日頃から発表者の研究・検討してきたことに対して24題が発表され、助言者のアドバイスや参加者の質疑等を交えて活発な討議がなされました。

(8) 症例検討会

症例検討会は、「救急処置と院内経過」 と題して救急救命士が特定行為を行い蘇生 した事案について、救急救命士と医師が事 故現場における救急処置と病院内での経過 を交えて症例を検討し、効果的な救急処置 のあり方について発表、質疑等がなされま した。

(9) ポスターセッション

ポスターセッションは今回から新たに企画されたもので、救急業務や救急活動の研究・事例を文字や表、写真等のパネルに掲示して、発表するというもので、10題が発表されました。

5 おわりに

今回のシンポジウムは「国際平和文化都市から救急救命の熱いメッセージを・'99 in 広島・」をメインテーマに、年々増加している救急需要及び救命効果の向上を求める国民の要望に応えるべく、「救急救命士の処置拡大」、「救急へリコプターによる搬送」、「応急手当の普及啓発」等発表者、参加者が会場一帯となり白熱した討論が展開されました。これも今回開催地である広島市消防局をはじめ地元医師会等関係各機関の御尽力の賜物といえます。

次回の第8回全国救急隊員シンポジウム開催は、平成11年1月27日及び28日福岡市において開催する予定となっています。回を重ねるごとにこのシンポジウムが充実、盛況となりますよう自治省消防庁といたしましても協力していく考えです。

「自然の味」と霊峰「恐山」

下北地域広域行政事務組合消防本部 消防長 工藤 一郎

わが広域消防は、昭和47年6月1日、職員64名をもって本州最北端青森県下北半島(通称「まさかり半島」)の1市3町4村で構成された「下北地域広域行政事務組合」として発足しました。その後、当組合は、平成元年圏域内の「し尿処理場の管理運営を司どる組合」「精神薄弱児童等の施設の管理運営を司どる組合」をそれぞれ統合、電子計算センター業務を含めた複合事務組合に改組され現在の職員数は、管理者部局98名、消防長部局257名となっております。

圏域面積は1 414 55km、北は津軽海峡、東は太平洋、西はむつ湾に面し南は、菜の花フェスティバルで多くの人々が訪れる横浜町に接しております。本州最北端大間崎灯台、東通村尻屋埼灯台に遊ぶ寒立馬、佐井村仏ヶ浦等々観光景勝地が多く、国定公園の指定を受け、薬研温泉、湯ノ川温泉、下風呂温泉は、圏域の有数の観光地として多勢の人が訪れます。三方が海に囲まれ、ウニ、アワビ、ホタテ等の魚貝類、ワラビ、タケノコ、キノコ等の山菜が豊富で、海の幸、山の幸を存分に味わえる自然美に恵まれた地域であります。

圏域の人口は91,360人(平成10年4月1日現在)であり、全人口の半数以上が住むむつ市は、昭和43年日本で最初にひらがなを引用した市です。海上自衛隊大湊地方総監部、海洋研究船「みらい」の母港(当初、原子力船「むつ」の母港)など国、県の出先機関も多く、圏域の中心となっています。また、むつ市には、高野山、比叡山と並び日本三大霊場に数えられ、約1200年前に天台宗の慈覚大師によって開山されたと言われる本州最北の霊峰「恐山」があります。多数の観光客も訪れ、特に7月20日から24日迄の恐山大祭には、東北各地から多勢の信者と観

光客が宿坊に寝泊りし、境内では亡き人の霊を呼び戻す「イタコの口寄せ」に涙する老若男女の姿は、霊場にふさわしい情景を見せつけます。そして、市街地の背後にそびえる標高879メートルの釜臥山の展望台からは、夜は、太平洋の漁火と市街地の灯がむつ湾、平野に沿って広がり、さながら「あげ羽蝶」のような夜景を眼下に見ることができます。

圏域内の陣容は、1本部4署6分署1分遣所、 消防職員数257名及び8消防団、100分団、2,291 名の団員数で、消防協力団体等として66の幼年 少年婦人消防クラブが結成され、1,745名のク ラブ員数となっております。消防車両の整備状 況は、30m級はしご付消防ポンプ車、化学消 防ポンプ車、救助工作車等の消防車両を含め、 41台が配備されております。消防団は、各分団 とも自動車化が図られ、圏域内の機動力は年々 強化されております。

圏域内では、ここ十数年大規模な災害も無く、 火災は、年50件前後の発生件数で推移しております。特異な災害として、昭和43年5月16日午前9時46分むつ市に甚大な被害を与えた「十勝沖地震」(マグニチュード78)があります。幸い、人的被害が小さいものでしたが、住家全壊185戸、半壊285戸をはじめ、市役所・病院等の公共施設、土木、漁港、上水道、農水産業施設が大きな被害を受け、旧国鉄の大湊・大畑高線の一部路盤が陥落決壊し、長期間不通になったものでした。又、昭和52年2月13~15日にかけて降り続いた雪は3日間で積雪170㎝を記録し、住家一部損壊32戸、非住家損壊43棟、漁船沈没5隻その他農林、畜産施設の倒壊が多数発生しました。

今、当圏域の二つの地域 (大間町、東通村)

で原子力発電所が計画され、それぞれ第1次公開ヒアリングを終えております。東通原発(東北電力2基、東京電力2基、沸騰水型軽水炉110万kW×4基)では、東北電力1号炉が平成17年7月に運転開始に向け、工事が着々と進行し

ています。原発関連の施設も数多く建設され、 工事関係者の往来が活発になっております。

私達には今、二つの地域の原子力防災対策を どのようにつくり上げていくかが、当面の課題 となっております。

住宅防火対策の推進《住宅用防災機器等の設置促進》

(予 防 課)

1 住宅用防災機器等とは

現在、消防法により一定規模以上の学校、 病院、工場、百貨店などには、スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備 等を設置することが義務付けられていますが、 一般住宅の防災設備については、各居住者の 自主性にゆだねられています。

「自分の家に限っては安心だ」とつい思いがちですが、実際にはちょっとした不注意から火災が発生して、多くの方が亡くなられており、平成9年中の火災統計によると、建物火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約9割は、住宅から発生した火災により生じています。また、そのうち65歳以上の高齢者が半数以上となっており、今後高齢化が益々進展していくことを考えると、住宅火災による死者が急増することが懸念されるところです。

このため、消防庁では、住宅火災の予防を 消防行政の極めて重大な課題として捉え、住 宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少さ せることを目指し、住宅防火対策に積極的に 取り組んでいます。

住宅防火対策を進める上では、住宅用防災機器等の設置が有効です。住宅用防災機器等を備えれば「絶対だいじょうぶ」というわけではありませんが、火災発生や死傷者の減少に大きな効果が期待されます。

以下に主な住宅用防災機器等を紹介します ので、ご家庭の防災対策の現状にあわせて設 置することをおすすめします。

なお、住宅用防災機器等を購入する目安として「住宅防火安心マーク」(通称「安心マーク」。図 1 参照)があります。このマークは、住宅用防災機器等ごとに示す構造・性能等に係るガイドラインに適合し、施工が容易であることや、供給が適切に行われる等の推奨基準を満たしているものとして、住宅防火対策推進協議会が承認した機器等に表示されるものです。

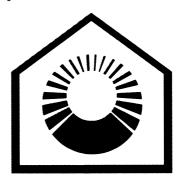


図1 住宅防火安心マーク

(1) 火災を早く発見するために

ア 住宅用火災警報器

火災を感知して警報音を出し、火災の 発生を素早く知らせます。乾電池式もあ るので、配線工事等の必要がなく、ドラ イバー1本で簡単に取り付けられます。

イ 住宅用自動火災報知設備

受信機に熱感知器、煙感知器、ガス漏れ検知器などさまざまな感知器を接続して異常を発見し、それを警報音で知らせます。

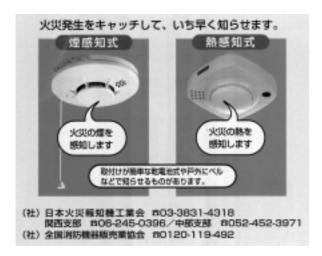


図2 住宅用火災警報器

(2) 火災を早く消すために

ア 住宅用消火器

住宅用消火器は、住宅火災に適した消火器として開発されたもので、軽量で簡単に操作できる構造になっています。

ABC 粉末消火器と強化液消火器とがあり、性能を表す適応表示マーク(図4参照)がついています。

イ 住宅用スプリンクラー設備

熱によって自動的に火災の発生を感知し、スプリンクラーヘッドから水又は消火性能をもつ薬剤を放出することによって、消火・火災抑制をする設備です。

ウ 住宅用自動消火装置

熱を感知して自動的に消火薬剤を放出 して消火・火災抑制をする装置です。高 齢者の部屋、厨房等に適応します。

(3) 火災を拡大させないために

ア 防炎物品

防炎物品とは、カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等で「防炎」の表示(図6参照)が附され、高層建築物、地下街、病院、幼稚園等のほか不特定多数の人が



図3 住宅用消火器・住宅用自動消火装置



図4 火災の適応表示マーク

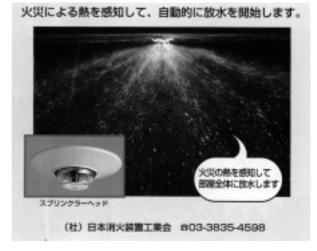


図5 住宅用スプリンクラー設備

出入りする建築物では使用を義務付けられています。

イ 防炎製品

防炎製品とは、寝具や衣類などで火が接触しても燃え拡がりにくいように加工された製品です。防炎製品認定委員会で認定されてたもので「防炎製品」の表示(図8参照)が附されているものは、見ためや手ざわりは普通のものと変わりなく、肌に触れたり、幼児がなめたりしたときの安全チェックもされています。



図6 防炎ラベル

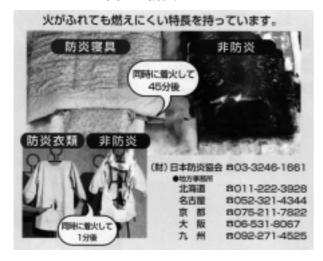


図7 防炎品



図8 防炎製品ラベル

2 住宅用防災機器等の購入先は

住宅用防災機器等の購入については最寄りの消防署、工業会、機器販売業協会等にお問い合せ下さい。なお、住宅用防災機器等の推 奨商品を販売する店舗には「住宅防火推奨商品取扱店」が表示されています。

セルフサービス方式の給油取扱所の現状について

(危険物規制課)

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス 方式の給油取扱所(セルフスタンド)の設置が、 平成10年4月から認められているところです。

自治省消防庁が、平成10年12月31日現在での 全国におけるセルフスタンドの設置状況等につ いて、各都道府県を通じて実態調査を実施した ところ、全国で既に完成しているセルフスタン ドは79件となっています。

また、市町村長等が許可をしたものの、工事が完了しておらず未完成のものは10件、市町村長等において許可申請について審査を行っているもの及び事前相談を受けているものは36件となっています。

このように、セルフスタンドの設置が可能となって、ほぼ1年が経過したところですが、セルフスタンドの数は、除々に増加している状況にあるといえます。しかしながら、セルフスタンドの数が、給油取扱所の総数に比べれば少な

いこと、地域によって数の偏りがあることなど から、誰もがセルフ給油の経験をするという程 には至っていません。

セルフスタンドの数 (完成済みのもの)

地	域	件	数
北海道	・東北		4
関	東	2	2
北	陸		1
中	部		8
近	畿		4
中	国	1	8
四	国	1	5
九州	・沖縄		7
全	国	7	9

今後、セルフスタンドがさらに普及するにつれて、今まで以上に私たちの生活の中で、自ら 危険物と接する機会が増加することが予想され ます。

自動車等への給油に使われるガソリンは、気温が - 40 でも爆発性の混合気を形成する物質ですので、直接点火しなくても、ガソリンから離れた思わぬところの火源(ライター等の裸火に限らず、静電気、衝撃の火花なども火源とな

ることがあります。)によって引火する可能性があります。したがって、セルフスタンドにおいて、ドライバーの方々が、セルフ給油を行う場合には、セルフスタンドの従業員の指示に従うとともに、火災予防上必要な事項を遵守した安全な給油を心がけていただく必要があります。

住民に対する応急手当の普及啓発

(救急救助課)

私たちは、いつ、どこで、突然のけがや病気におそわれるか分かりません。また、けがや病気の中には必要な手当をしないと状態の悪化を招き生命の危険におちいるものがあります。たとえば、意識のない人をそのままにしておくと、舌がのどに落ち込んで呼吸ができなくなり、ついには心臓も止まって死に至ることもあります。

また、けがを負い大量に出血している人に、 出血を止める処置をしないでそのまま放置して おくと出血性ショックにより、やはり死に至り ます。

それでは、このようなけがや病気の場面に遭遇したとき、一体私たちは、どのような行動をとればよいのでしょうか。

図は、ドリンカーの救命曲線といいます。呼吸が停止した場合(呼吸停止数分後には心臓も停止します。)人口呼吸や心肺蘇生法を早くすればするほど蘇生する割合は高く、遅ければ遅いほど死亡する割合が高くなるということを示しています。呼吸停止2分後に人工呼吸を始めると90%位の確率で生命を救えますが、3分後は75%、4分後は50%、そして5分後は25%となり、10分後にはもうほとんどゼロに近くなっています。すなわち、時間がたてばたつほど生命を救うことができないことがわかります。

では、救急車は何分ぐらいで来てくれるのでしょうか。救急車が119番通報を受けてから救急事故現場に到着するまでに全国平均6.1分(平成9年中)です。

しかし、脳が酸素なしで生きていられる時間

はわずか3~4分といわれています。したがって、呼吸や脈拍がない傷病者をそのまま放置して救急隊員に引き渡したのでは、仮に生命は救えたとしても、元の社会生活が出来るまで回復させることは非常に困難になります。

そこで、このような場合には、一刻も早く適切な応急手当を行う必要があります。そして、 その応急手当を行う人こそ、その場に居合わせた「あなた」なのです。

自治省消防庁では、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を定め応急手当に 関する正しい知識と技術の普及に努めております。

応急手当に関する正しい知識と技術を修得したい方は、消防機関等が実施する応急手当講習に積極的に参加してみてはいかがでしょうか。 詳しいことは近くの消防署に電話等でお問い合わせください。

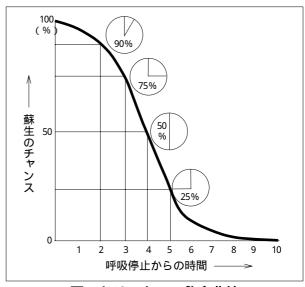


図 ドリンカーの救命曲線

消防団活動への理解と協力について」

(消防課)

1 「消防団」とは

消防団は、消防本部や消防署と同じく消防組織法によって市町村に設置されている消防機関です。平成10年4月1日現在、全国で3,643団とほとんどすべての市町村に設置されており、962,625名が消防団員として地域の安全を守るために活躍しています。また、この中には8,485名の女性消防団員も含まれています。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、それぞれの地域の住民有志によって組織されていますが、その構成員である消防団員の身分は、特別職の地方公務員として位置づけられています。

消防団員は、普段は各自の職業に就きながら、いざ火災などの災害が発生した場合には、いち早く現場へ駆けつけ、消火活動をはじめ、現場付近の警戒、けが人の救護などにあたっています。

また、風水害や地震、林野火災などの多数の要員が必要となる大規模災害時においても救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動などにあたっており、昨年も8月から10月にかけての豪雨、台風による災害において、延べ約27万人の消防団員が出動し、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難誘導、土のう積み等の活動にあたられたところです。

さらに、火災予防の面でも、一人暮らしの 高齢者宅への防火訪問、住民指導、巡回広報、 特別警戒など地域に密着した組織として、幅 広い活動を行っています。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守るため、大変重要な役割を果たしており、 消防団に対する期待は極めて大きなものがあります。

2 消防団の抱える課題

しかし一方で、近年の社会経済情勢の変化 の影響を受けて、いくつかの課題を抱えてい ます。

第一は、消防団員数の減少です。昭和28年 当時200万人以上いた消防団員も平成2年に 100万人を割り込み、その後も漸減傾向にあ ります。

第二が、消防団員の高齢化です。昭和50年 当時は30歳未満の消防団員の割合は40%を超 えていましたが、平成10年4月1日現在では、 263%と低下し、逆に40歳以上の消防団員の 割合が335%を占めており、平均年齢は36歳 を超えています。

第三が、いわゆるサラリーマン団員の増加です。かつては、農業や自営業に従事する方々の占める割合が高かったのですが、現在では被雇用者の方の割合が、7割近くを占め、地域によっては昼間の消防力の低下が懸念されています。

3 消防団の充実強化に向けた施策

このような課題に対処し、消防団の充実強 化を推進するため、消防庁では、次のような 施策を推進しています。

①消防団の施設、装備の充実

消防団の施設、装備の充実を図るため、 平成10年度第3次補正予算においては、消 防団の活動基盤となる施設、設備の総合的 かつ緊急な整備に対して補助を行う「消防 団基盤緊急総合整備事業」を創設したほか、 平成11年度予算案においても、地域におけ る消防団の活動拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等整備事業」、 無線機器や安全装備品などの消防団に必要 な設備の総合的な整備に対して補助を行う 「消防団活性化総合整備事業」における補 助金の所要額の確保を図っています。

②消防団員の処遇改善

消防団員の処遇については、従来から地方交付税における消防団員の報酬や出動手当等の算入額の引上げを行うとともに、消防団活動において被災した場合の公務災害補償における補償基礎額の改善、一定期間勤めた消防団員が退職する場合に支給される退職報償金の基準額の改善を図るなどその改善に努めていますが、平成11年度においてもそれらの措置を図る予定です。

③青年層・女性層の参加促進

消防団員数の減少や消防団員の高齢化に対応するため、消防団啓発ポスター、パンフレットの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、各種広報媒体を通じたPR等により、青年層、女性層の消防団への参加促進に努めています。

また、消防団に関する幅広い情報を提供するため、インターネットに消防団のホームページ(URLはhttp://www.fdma.go.jp/syobodan/danindex.html)を開設し、その中でも消防団の意義・役割等について説明し、消防団活動に対する理解と協力を求めています。

4 消防団活動に対する理解と協力のお願い

風水害への備え

我が国の国土は、急峻な地形のため、河川は著しく急勾配であり、豊富な降雨が短時間に流出するため、洪水などによる災害が起こりやすくなっています。また、低地の平野部に人口が集中しており、さらに最近は、傾斜地やその周辺地域の宅地化の進展など、災害発生の危険性が高くなっています。

昨年も、8月から10月にかけて集中豪雨や台 風が全国各地を襲い、大きな被害をもたらすな ど、毎年のように風水害による被害が発生して このように消防庁では、地域を守る消防団の充実強化のための施策を実施し、地域の安全確保に努めているところですが、火災や風水害、地震等の災害に備え、安全で災害に強いまちづくりを進めるためには、住民の皆さんの地域防災への関心を高めていただくとともに、地域全体の防災体制を確立し、その中心的な役割を担うのにもっともふさわしい消防団の充実強化をより一層推進していくことが重要であると考えられます。そのためには、住民の皆さん一人ひとりの消防団に対する理解と協力が不可欠です。

消防団員は、自らの仕事のかたわら、災害が発生した際には真っ先に災害現場に出動するとともに、その職務の性質上、日常においても訓練等が要求されますので、家族はもとより、いわゆるサラリーマン団員の場合には、企業、事業所の理解と協力が欠かせません。家族や勤め先の方々をはじめとする皆さんの理解と協力が得られてはじめて、消防団は、住民と一体となった消防防災活動を行うことができるのです。

消防団の充実強化のため、消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。

(防災課)

います。

今年も、これから梅雨や台風の季節を迎えるにあたり、風水害による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となった地域ぐるみの万全の体制を整えておくことが必要です。

降雨期には、それぞれの地域の特性に応じて 様々な災害が発生します。まず、自分達が住ん でいる地域について、がけ崩れ、土石流等の土 砂災害や河川の氾濫などの災害が発生する恐れ があるのかどうか、また、発生する恐れがある 場合に予想される危険箇所はどこなのかなどを 市町村等に尋ね、日頃から十分注意しておくこ とが大切です。そして、特に災害の発生する恐 れのある地域の皆さんは、防災訓練などのほか、 自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが 開催する研修会、説明会、イベントなどに積極 的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを 通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、い ざというときの対応力を身に付けるなど、災害 に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が効果的、組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておくことが大切です。

また、台風が近づいているときや梅雨の時期には、テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意するようにしましょう。土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、

市町村長から避難の勧告や指示が出されます。 皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が 事前に指定されていますので、日頃からその位 置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。 実際に避難の勧告や指示が出された場合にはこ れに従い、地域の人々と協力しあって避難をし ていただくことになりますが、周囲の状況から みて危険と判断した場合には、避難の勧告や指 示がまだなくても、自主的に避難をして災害か ら身を守ることも大切です。

日頃から、避難するときのために携行品(懐中電灯、ラジオ、非常食など)や家族それぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、粉洗、非常連絡先、避難予定地などを記入しておくとともに、家などを準備しておくとともに、家がなどをである。場所ではあらかじめかがりでもあらかじめでもあらかじめでもあらかがけることが大切です。ときないではなく近所の人も気配りをして、早めに避難をするよう心がけることが大切です。

住民のみなさんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、風水害による被害をなくしましょう。

****** 最 近 の 行 事 か ら ***********

平成10年度消防功労者表彰式について

総務課

平成10年度消防功労者表彰式を去る3月5日 金の10時00分から港区虎ノ門ニッショーホール において、衆議院地方行政委員会委員長ほか多 数の来賓の御臨席のもと盛大に挙行いたしまし た。

今回受章された方々(団体)は

- 1 防災思想の普及、消防施設の整備、その他 災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施 についてその成績特に優秀な者
- 2 永年勤続し、その成績が優秀で他の模範と認められる者
- 3 防災思想の普及、消防施設の整備、その他 災害の防ぎょに関する対策の実施について、 その成績特に優秀でかつ他の模範となると認 められる消防機関等で受章者(団体)は次の とおりです。

消防庁長官定例表彰受章者

功労章175名永年勤続功労章2,348名表彰状4名計2,527名

消防庁長官定例表彰受章機関

表彰旗45機関竿頭綬43機関計88機関

式典では、大野総務課長の司会により進行し、 谷合消防庁長官の「式辞」の後各表彰ごとにそれぞれの代表者に章記等を授与しました。最後に受章者の代表が「謝辞」を述べ、表彰式を終了しました。

なお、今回の代表謝辞者及び代表受領者は次 の方々です。

代表謝辞 岡山県 津山圏域消防組合消防本部 消防正監 光井 宣之 功労章 福井県 三国町消防団 4 長 井上 一雄 永年勤続功労章 青森県 青森市消防団 副団長 鹿内 忠雄 表彰状 大分県 大分県消防学校 校 長 上條 啓 熊本県 蘇陽町消防団 表彰旗 竿頭綬 岐阜県 清見村消防団

平 成 10 年 度

消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文の の入選作品について

消防庁消防研究所

自治体消防制度50周年を記念して、消防庁は 平成9年度から消防科学・技術の高度化と消防 防災活動の活性化に寄与することを目的に消防 防災機器の改良・開発及び消防防災科学に関す る論文を募集し、優秀な作品を消防庁長官が表 彰する制度を発足させました。

その結果、平成10年9月30日までに全国の消

防関係機関、消防機器メーカー、一般企業、個 人等から75件 [機器の改良・開発:63件、科学 論文:12件]の応募がありました。

入選作品は、次の9編(入選作品一覧のとおり)であり、去る、平成11年3月10日(水に表彰式を行ったところです。

入選作品一覧

- (A)消防吏員による消防防災機器の開発等の部(5編)
- ・「フォグガン用ピックアップ式泡ノズルの改良」

市川和由、篠宮賢二 (東京消防庁)

・「アウトリガー張り出し補助装置『プレアウトリガー誘導ビーム』」

川畑一義 (呉市消防局)

・「バルブキー及び蓋開けの改良」

- 佐藤貴洋 (川越地区消防組合消防本部)
- ・「操作要領の絵文字化(消防用設備等の標識・操作要領表示の改良)」

消火器具等国際化プロジェクトチーム 代表杉山 久 (京都市消防局)

・「ラリンゲアルマスク用カフ形成器の考案」

三谷 隆 (広島市消防局)

- (B)消防吏員による消防防災科学論文の部(3編)
- ・「消防用ホースを活用しての空気注入による水面上延長とその多目的応用活用について」

河野廣義、滝本弘美、小谷正範 (大阪市消防局)

・「文化財(美術工芸品)の防火・消防活動対策に関する考察」

西村常男、伊藤芳隆 (京都市消防局)

・「木造共同住宅に対する火災予防対策について」

柳田賢司 (京都市消防局)

- (C) 一般による消防機器の開発等の部(1編)
- ・「レスキューロボットの開発」

有年雅敏、阿部 剛(兵庫県立工業技術センター)

------ お 知 ら せ ------

平成11年2月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標題
消防予第25号	11 2 2	各都道府県消防主管部長	予防課長	放送設備のスピ - カ - の性能に応じた設置ガイドラインについて
# 26号	11 2 2	各都道府県消防主管部長	予防課長	火災予防条例等を活用した住宅防火対策の推 進について
消防災第9号	11 2 2	各都道府県消防防災主管 部長	防災課長	火災に対する警戒の強化について
消防予第35号	11 2 .17	各都道府県消防主管部長	予防課長	旅館・ホテル等に係る防火安全対策の徹底に ついて
消防救第45号	11 2 23	各都道府県消防防災主管 部長	救急救助課長	臓器の緊急搬送について
消防危第16号	11 2 25	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	給油取扱所における単独荷卸しに係る運用に ついて

消防研究所の一般公開について

消防庁消防研究所では、平成11年度科学技術週間における行事の一環として、次のとおり一般公開を 行います。

1 日 時 平成11年4月16日金

10:00~16:00

2 場 所 消防庁消防研究所

三鷹市中原3丁目14-1

TEL (0422)44-8331

3 公開概要 消防研究所が行っている消防防災の科学技術の基礎から応用にわたる研究、 開発、試験等について、ビデオ、写真パネル実験の実演などにより、説明、紹介いたします。

テレビによる防災キャンペーン(4月分)

	ご存じですか 防災ミニ百科					
放送日	主管課	テーマ				
4月8日	防 災 課	少年消防クラブフレンドシップ '99				
4月22日	防 災 課	林野火災の防止				

3月の広報テーマ

3月7日は消防記念日 少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ 春の行楽期における火災の被害防止 防火管理の充実

編集後記

あちらこちらで、花の便りを耳にする季節となりましたが、それに比例するかのように、マスクをしている人をよく目にするようになりました。花粉症の方々にとっては辛い時期を迎え、憂鬱な日々を過ごされていることでしょう。

さて、本年度も残すところ後1ヶ月となりました。この時期は卒業式や人事異動のシーズンでもあり、新たな場所への思いを募らせている方々も多いのではないでしょうか。私自身この一年を振り返ると消防庁の広報係としての仕事に携わり、消防において広報がいかに大切なものであるかを再認識させられました。もっと国民の皆様方に消防を理解していただき、また、私ども消防行政に携わる者も消防を知っていただくための広報について努力していかなければなりません。

消防職団員の多くは災害現場において活動し、いかなる災害においても、時には自分自身を危険な身にさらしてまでも、国民の生命、身体、財産を火災等の災害から守ることを任務としています。消防が「自治体消防」として発足して昨年の3月7日で50年が過ぎました。「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ことを住民の皆様方に再度、認識していただき、積極的に地域の防災活動等に参加していただくことが、これからの21世紀に向けての災害に強い安全なまちづくりを進めるうえで重要なことだと思います。

私自身、常日頃から思っている事があります。消防とは、「助けを求めている人に希望を与えること」言い換えれば(help=hope)である。このことを肝に銘じ持ち、これからも消防行政に携わっていきたいと思っております。

私の担当する編集後記も今月号で最後となりました。つたない文章で読み ぐるしい点が多々あったかと思いますが、心温かく見守っていただいたこと に感謝しております。

来月号からは新たに担当者が変わりますが、引き続きご愛読の程よろしく お願いいたします。

消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp

編集発行

消防庁総務課 〒105 8489 東京都港区虎ノ門 2丁目2番1号 TEL 03(5574)0121